

横浜都心・臨海地域

「都市再生緊急整備地域」・「特定都市再生緊急整備地域」の指定区域が拡大されました！

～都心臨海部の国際競争力強化に向けた都市づくりを加速！～

本日、都市再生特別措置法に基づく「都市再生緊急整備地域」・「特定都市再生緊急整備地域」の区域変更に関する政令が閣議決定され、横浜都心・臨海地域の指定区域が拡大されました。

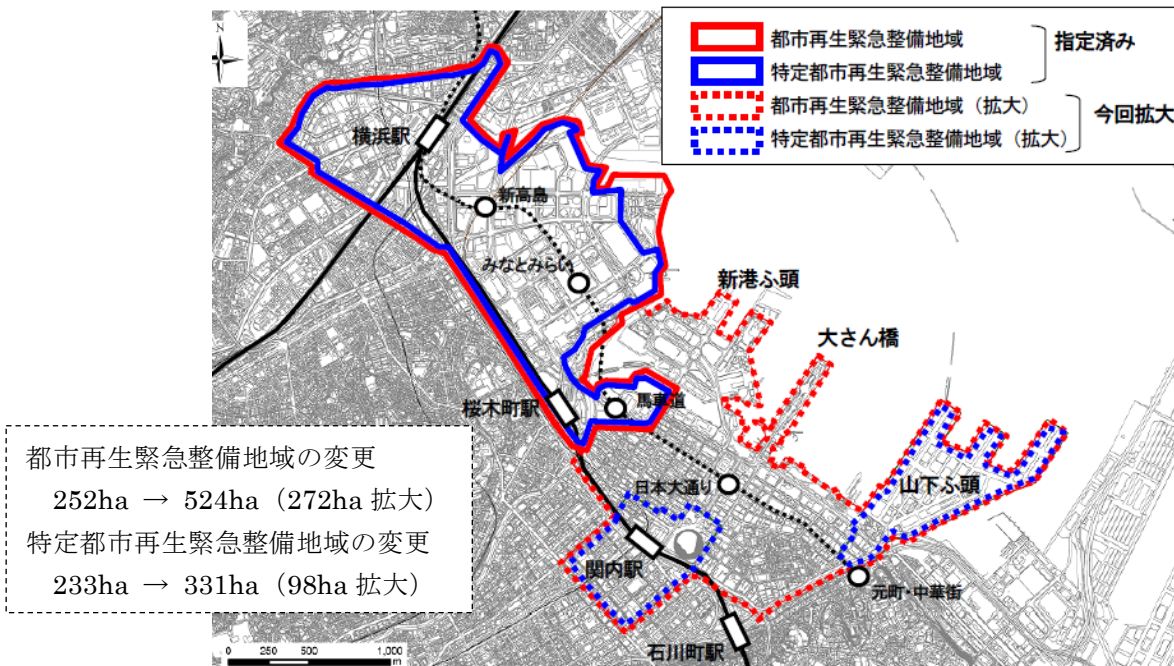
指定区域の拡大により、関内・関外地区の開発事業などの都心臨海部の開発において、民間事業者の開発・投資意欲を高めるとともに、インフラ整備の強力な推進が期待できます。

(参考ホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/kikaku/toshisaisei/>)

■ 「都市再生緊急整備地域」・「特定都市再生緊急整備地域」における主な支援内容

支援措置	都市再生緊急整備地域	特定都市再生緊急整備地域
都市計画等の特例	都市計画において都市再生特別地区を定めることにより、既存の用途地域等に基づく規制にとらわれず、容積、高さ、用途などについて、緩和を受けることが可能	
税制の特例	国土交通大臣の認定を受けた「民間都市再生事業」について、税制支援を受けることが可能 ・不動産取得税の控除 [30%] ・固定資産税・都市計画税の控除40% (公共施設等に係る部分(5年間)) ・所得税・法人税の割増償却 [30% 増] ・登録免許税の軽減 [軽減税率 0.35%]	・不動産取得税の控除 [60%] ・固定資産税・都市計画税の控除 [60%] (公共施設等に係る部分(5年間)) ・所得税・法人税の割増償却 [50% 増] ・登録免許税の軽減 [軽減税率 0.2%]
補助金の導入	なし	国際競争力の強化に資する都市インフラの整備について、国費の導入が可能

■ 「横浜都心・臨海地域」指定済み区域と今回拡大された区域



■ 内閣府記者発表

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/h301019kaisei/index.html>

お問合せ先

都市整備局 企画課長

松井 恵太

Tel 045-671-2005